

## 熊本県障害児(者)地域療育支援事業実施要項

### 第1 目的

熊本県障害児(者)地域療育支援事業(以下「支援事業」という。)は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児、身体障害児、発達障害児及び障害の疑いがある児童(以下「在宅障害児(者)」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

支援事業の実施主体は、熊本県(以下「県」という。)とする。

なお、県は、支援事業の全部又は一部を障害児(者)施設を経営する社会福祉法人等に委託することができる。

### 第3 実施施設

支援事業の実施施設は、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設及び独立行政法人国立病院機構であって、県が事業の実施に相当であると認め、指定した施設とする。

なお、熊本県こども総合療育センターは、第4に掲げる事業をすべて実施するものとする。

### 第4 事業の内容等

支援事業の内容は次のとおりとする。

#### 1 在宅支援訪問療育等指導事業

相談・指導を希望する在宅障害児(者)の家庭に定期的若しくは随時訪問し、又は相談・指導を必要とする地域を巡回等の方法により、在宅障害児(者)及びその家族等に対して、各種の相談・指導を行う。

#### 2 在宅支援外来療育等指導事業

在宅障害児(者)及び家族等に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。

### 第5 事業実施についての留意事項等

支援事業実施についての留意事項は次のとおりとする。

#### 1 実施計画の策定

実施施設は、関係機関と緊密な連携のもと、在宅障害児(者)及びその家族に申請書(様式第1号)の提出を求めるなどにより、対象地域の対象者及び地域の状況を的確に把握し、事業の実施計画を策定するものとする。

#### 2 相談・指導の記録

実施施設は、相談・指導の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導に一貫性を保つよう配慮するものとする。

### 3 秘密の保持

事業の実施に当たって職務上知り得た在宅障害児(者)及びその家庭に関する秘密保持について、特に留意するものとする。

## 第6 関係機関との連携

県は支援事業の実施に当たり、実施施設、児童相談所のほか、対象となる障害福祉圏域の市町村、福祉事務所、保健所、障害児(者)施設、医療機関、職業安定所、特別支援学校等及び児童・民生委員等と連携を密にするため、連絡調整会議を開催して、支援事業が、円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

なお、この連絡調整会議は、定期的に、又は必要に応じ開催する。

## 第7 事業の実績報告

### 1 月次報告

支援事業の実施を受託した社会福祉法人等(以下「実施法人」という。)は、各月の事業実施完了後速やかに、各月の事業実績を「地域療育支援事業実施状況報告書」(様式第3号-1~2)により、知事に報告するものとする。

なお、複数の対象児(者)に対し集団療育活動等を行った場合については、対象児(者)の数と、担当職員数に指導時間数(30分以上切り上げ、30分未満切り捨て)を乗じて得た数とを比較して、少ない方の数を件数として報告するものとする。

### 2 年次報告

実施法人は、事業実施年度の翌4月末までに、年度の事業実績を「熊本県障害児(者)地域療育支援事業収支状況報告書」(様式第4号)及び「熊本県障害児(者)地域療育支援事業実績報告書」(様式第5号)により、知事に報告するものとする。

## 第8 委託料の支払

1 実施法人は、各月の事業完了後速やかに、「障害児(者)地域療育支援事業費請求書」(様式第2号)により、知事に対して各月の委託料を請求するものとする。

2 県は、第7の1の各月の事業実績が正当であると認めたときは、実施法人に対し、各月の事業実施に係る委託料を、別表の基準額に基づき支払うこととする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表

区 分	基準額（1件当たり）	対象経費
在宅支援訪問療育指導事業	5,700円	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料
在宅支援外来療育指導事業	2,700円	